

平成22年度 第6回中国地方整備局事業評価監視委員会

日 時：平成22年12月9日（木）13：10～16：30

場 所：合同庁舎2号館8階会議室

議 事 録

道路事業の審議

再評価対象事業

【一般国道9号 仁摩・温泉津道路】

◎阿部委員

今回、暫定2車線の評価になっているが、4車線と暫定2車線では便益は変わるのか。

◎松江国道事務所長

便益算定では、4車線で速度80km/h、暫定2車線で70km/hとしている。これにより、暫定2車線時には交通量が減少し、便益では走行時間短縮便益等が減少している。

◎鎌倉委員

2点ほど申し上げたい。

1点目。山陰道が細切れ状態に整備されているが、全線がネットワークできるよう早期に整備すべきである。

2点目。再評価実施要領の改定により再評価後3年の評価になっているが、事務の簡素化等の観点から、情勢変化がない場合には再評価は不要であると思う。

◎松江国道事務所長

今回の再評価は、山陰道の一連の区間として暫定2車線の評価に考え方を整合させるために実施したものである。

◎道路部長

山陰道が断続的では困るという指摘は、島根県知事からも同様の意見をいただいている。

島根県内の山陰道では、都市計画決定済みで未事業化の区間が3箇所あるが、現在、高速道路整備のあり方が検討されているところ。

◎藤原委員

以前、暫定区間の道路で、中央分離帯を簡易構造ではなく、例えば剛性構造として事故を削減する検討がされていたように記憶しているが、暫定供用時の中央分離帯の構造の考え方を教えていただきたい。

◎道路計画課長

まず前提として、交通量や走行性などの課題が残るので、4車線が完成形であることは変わっ

ていない。

次に、暫定２車線の中央分離帯構造は簡易構造で計画しているが、交通事故を少なくするような中央分離帯について引き続き検討していきたい。

◎尾島委員

本事業について、委員会としては「対応方針（原案）は妥当」と判断する。

再評価対象事業

【一般国道１９１号 萩・三隅道路】

◎鎌倉委員

資料１０ページ「死傷事故件数の削減量」のグラフでは僅か約２．３％削減となっている一方、右の「交通事故推移」のグラフでは交通事故が１０分の１くらいに減少しているが、どういうことか。

◎山口河川国道事務所長

２つの資料は算出範囲が異なっている。

「交通事故推移」のグラフは、萩・三隅道路とそれに並行する国道１９１号に限定して示している。

一方「死傷事故件数の削減量」のグラフは、萩・三隅道路の整備が影響する範囲で計算したものである。影響範囲を広域に捉えているため、削減割合が小さくなっている。

◎道路計画課長

交通事故は削減率よりも削減件数で見たい。

「死傷事故件数の削減量」の影響範囲の設定は、走行時間短縮便益と考え方を揃えている。

走行時間短縮便益は、交通量が変動すれば発生するものであることから、交通量の変動がある路線を含むような範囲で計算を行っている。

◎尾島委員長

本事業について、委員会としては「対応方針（原案）は妥当」と判断する。

再評価対象事業

【中国横断自動車道 姫路鳥取線（佐用～西粟倉）、一般国道３７３号 志戸坂峠道路】

◎清水委員

連続した２つの事業を個々に評価しているが、１つの事業として評価するよりも便益が少なくなるのではないかと。

◎岡山国道事務所長

単純に１＋１＝２という計算にはならない。

志戸坂峠道路は、県境部分の隘路を解消する目的で昭和52年に事業着手し、県境部分は平成6年に供用している。姫路鳥取線とは事業実施時期が異なっており、事業単位毎に評価している。

◎道路計画課長

事業評価をする場合、その事業が出来ている状態と出来ていない状態を比較することとしており、当該事業の完成時には、その他のネットワークも出来ているとしている。従って、ある区間の事業評価を実施する際には前後の事業の整備効果も反映されている。

評価単位については、事業化した単位毎に評価する制度となっている。

◎清水委員

整備をする順番によって便益は変わるのでは。

◎道路計画課長

事業全体で評価する場合は、整備の順番で便益は変わらない。

ただし、残事業については、整備の順番で便益は変化する。

◎道路部長

事業は緊急性の高い箇所から実施している。その場合、最後に残った箇所は、一般的に便益は小さくなる。

◎清水委員

事業評価の制度としては理解した。

◎ 鎌倉委員

2点教えていただきたい。

1点目。志戸坂峠道路は昭和52年に工事着手しているが、工事が遅れている理由を教えてください。

2点目。資料12ページ「物流ネットワークの形成」で示されている図の佐用JCTから南側の路線は何か。この路線も考慮して所用時間の短縮効果を算出しているのか。

◎岡山国道事務所長

1点目。事業着手時の志戸坂峠道路の区間は、姫路鳥取線と接続する計画ではなかった。西栗倉から智頭までの区間は、県境を越える道路として既に供用している。その後、姫路鳥取線と接続する計画になり、接続部分の工事を実施することとなったもの。

◎道路計画課長

2点目。当該道路は姫路鳥取線の播磨自動車道であり、有料道路としてNEXCOが事業を行っている。

また、所要時間の短縮効果は、当該路線も考慮している。

◎尾島委員長

本事業について、委員会としては「対応方針（原案）は妥当」と判断する。

再評価対象事業

【一般国道2号 福山道路】

◎阿部委員

便益を計算する際に、福山沼隈道路は開通しているの見込んでいるのか。

◎福山河川国道事務所長

開通しているの見込んでいる。

◎杢見委員

将来のネットワークについて2点確認する。

1点目。福山道路が福山沼隈道路と接続した先はどの方向に繋がっていくのか。

2点目。福山西環状線は出来ていて、国道2号との交差点で渋滞が発生していると理解すれば良いか。

◎福山河川国道事務所長

1点目。福山道路は福山沼隈道路を介して国道2号に接続し、岡山方面へのネットワークになる。

2点目。福山西環状線は現在事業中であり、福山市の北部方面へ繋がる道路である。

◎杢見委員

福山市内を迂回するような形で、本件道路がネットワーク化されると理解すればよろしいか。

◎福山河川国道事務所長

国道2号の神島橋西詰交差点や赤坂バイパス入口交差点で渋滞が発生しており、それらの渋滞ポイントを回避する環状道路となる。

◎杢見委員

福山道路の広島方面に接続する道路の状況はどのようになっているのか。

◎道路計画課長

福山道路の広島方面に赤坂バイパスが完成しており、その先のバイパスとして福山道路を計画している。

◎鎌倉委員

広島県知事からの意見として、倉敷福山道路の一部という表現があるが、福山市内の南側をバイパスが通るというネットワークがあるのか。

◎福山河川国道事務所長

福山道路は地域高規格道路倉敷福山道路の一部であり、笠岡バイパスに接続する計画であるが、事業化しているのは福山道路の3.3kmである。

◎清水委員

福山道路から岡山方面へのネットワーク化により、より利便性が高くなると思われるが、その効果は現時点で入っていないということか。

◎福山河川国道事務所長

現段階では入っていない。

◎清水委員

当該事業区間の延伸で土地の価格が高くなれば、 B/C が1を切るということもあるのか。

◎福山河川国道事務所長

当該事業の感度分析を実施しており、事業費変動±10%で残事業 B/C は1.6～1.9となっている。

◎清水委員

効果が同じ場合、土地の価格が高くなった場合には事業が出来ないこともあるのか。

◎道路計画課長

その地域の標準的な土地の単価を想定してコストを算定し、その上で事業評価を行って事業着手している。

◎尾島委員長

本事業について、委員会としては「対応方針（原案）は妥当」と判断する。

港湾事業の審議

再評価対象事業

【油谷港唐崎地区防波堤整備事業】

◎尾島委員長

避難実績はどれくらいあるのか。

◎宇部港湾事務所長

近年では２００から３００隻程度であり、平成２０年データが最新で２６１隻が避難している。

◎杢見委員

防波堤の整備済延長よりも今後の整備延長の方が長いのに、残事業費が少ないのはどういう理由か。

◎宇部港湾事務所長

整備済箇所よりも今後の整備箇所の方の水深が浅く、そのために延長あたりの単価が小さいためである。

◎杢見委員

この防波堤は捨石を投入して、積み上げるような構造形式なのか。

◎宇部港湾事務所長

そのとおり、ケーソンとかではなくて捨石を積み上げた構造にしている。

◎杢見委員

閉鎖的な領域であるが、長周期的な水変動が起こるかどうかの検討はされているのか。

特にここに避難する船は小型の船になるので、長周期性が出てくると動揺が起こり船同士が衝突するような事故の可能性も考えられる。

◎宇部港湾事務所長

検討している。その結果、長周期的な水位変動の心配はないという結果になっている。

◎尾島委員長

本事業について、委員会としては「対応方針（原案）は妥当」と判断する。

河川事業の審議

再評価対象事業

【太田川直轄河川改修事業】

◎尾島委員長

資料9ページ「費用対効果（便益の算出方法）」で1／150と1／200の確率の時に便益が減る理由を再度説明いただきたい。

◎太田川河川事務所長

1／100を越える計画規模では、天満川の被害額のみ用いて算定しているため。事業評価での便益は計画規模に応じた被害を想定した軽減期待額を計算しており、1／100の事業を実施する中流部や支川については1／150、1／200の被害額を算出しても被害が軽減できないことから便益の算定から除外している。

◎尾島委員長

資料7ページ「当面の事業内容」に根谷川改修工事の引き堤のイメージ図があるが、現在の河川区域内で施工できるのか。

◎太田川河川事務所長

家屋を含む用地買収が必要である。

◎杓見委員

今後の整備方針を質問させていただきたい。

堤防は線で守っていくイメージがあるが、宅地嵩上げや輪中堤はピンポイント的な整備で費用が安価だと思う。今後、このような整備方法を積極的に整備計画に取り入れていく予定なのか。

◎太田川河川事務所長

宅地嵩上げや輪中堤は平成17年9月災害に対する再度災害防止という観点から被災水位レベルで堤防を作るというものであり、河川整備計画メニューでは、太田川中流部だけを予定している。

◎杓見委員

住民にとっては、安全性が低いということか。

◎太田川河川事務所長

戦後最大洪水に対しては対応できている。

◎杓見委員

効果及び費用の観点から、危ないところをピンポイントで守る手法に賛成である。

◎河川部長

厳しい財政事情の中でこのような方法を取っている。ただ、この場合も家屋は守るが、そのま

わりの田畑までは守り切れていない。そこまで守るとなると、時間も費用もかかるので、まずは命を守るという考え方である。狭窄部ではこのような手法になるが、どこでもできる方法ではない。地形条件等を見ながら整備の方法を変えていくということである。

◎尾島委員長

200年確率と説明されたが、既往最大洪水はどのくらいの確率年となっているのか。

◎太田川河川事務所長

観測史上最大洪水で約1/50である。

◎尾島委員長

高い安全度をとっているということか。

◎太田川河川事務所長

1/200の河川は全国で7つくらい、広島市を抱える太田川は河川整備基本方針の中で、この計画規模が妥当だろうと判断された。

◎尾島委員長

日本の国の中では大事な河川の中の一つであるというふうに位置づけをされているということですね。

◎河川部長

我々は限られた期間の水文データや気象データから、1/200確率で算出しているが、その一方で、歴史的洪水として文献等に残っているもので再現し、計画規模の洪水が起こる可能性が十分ありうるということを確認している。

◎尾島委員長

本事業について、委員会としては「対応方針（原案）は妥当」と判断する。

ダム事業の審議
再評価対象事業
【殿ダム建設事業】

◎清水委員

会計検査院からの指摘を受けて再評価したところ、殿ダムではB／Cが前回評価の1.1から1.4になり、志津見ダムと尾原ダムはほぼ同等、あるいは小さくなっていると見受けられるが、殿ダムのB／Cが大きくなる説明をして欲しい。

◎河川計画課長

過去の建設費に社会的割引率をかけることと、不特定用水の便益の計上方法を変えるという2つの要素が絡まっており、それぞれの事業費や不特定の便益のボリュームの組み合わせによって差が出ている。

◎殿ダム事務所長

殿ダムの場合は、総貯水容量に占める不特定用水の容量の割合が大きい。それに対して、志津見ダム、尾原ダムの場合は不特定用水の容量の割合が低い。その結果、不特定用水の便益の算出方法の影響が殿ダムの方は大きく、他のダムは小さかったことが、原因のひとつであると考えられる。

◎鎌倉委員

会計検査院の指摘でB／Cが1.0を下回るダムの事例として殿ダムが記載されたということであるが、これは間違いだったということなのか。

◎河川計画課長

平成20年度の再評価の時B／Cは1.1であったが、社会的割引率と不特定用水に関する便益の計上について、本省から示された方法で見直すと1.4になる。不特定用水の便益の計上方法を変えずに、社会的割引率の部分のみを当初の方法から変えて計算すると、1.0を下回ることが会計検査院から具体的な事例として記載された。

なお、会計検査院も国土交通省の見解としては、不特定の計上方法を変えると1.4になるということを記載して頂いている。

◎清水委員

不特定用水便益を建設の前または後に積むという考え方の違いを聞きたい。

◎河川計画課長

便益の合計額は変わらない。

便益の積み方には複数の計上方法があり、それらの計上方法にはそれぞれ一定の合理性がある。ただ、これまではどの方法が最適かについて国土交通省として統一されていなかった。これが会計検査院の指摘である。

殿ダムで実施していた完成後に割り振る方法では、便益というものは本来整備が終わってから発生するという点では説明しやすい部分があるし、一方で代替法というのはその効果を発揮する

ための施設を建設する費用をもって便益としており、建設という部分を考えるとダムの建設期間中に割り振る方が適切であるという考え方があると思う。

今回本省で総合的に検討の上、整備期間中に割り振るという考え方を整理したということである。

◎清水委員

便益は、建設費でコストをまかなっているという考え方か。そちらの方が妥当なような感じもするが、後に積むという考え方は、それはでき上がってからの効果であるとした場合、それに対して投資している部分は何が相当するのか。考え方としては今回の見直しされた方法が合理的なような気がする。

◎企画部長

不特定用水の便益算定には、代替法を用いている。この方法は、不特定用水を別の施設で確保するといくらかかるという建設費をもって便益の額とするという考え方になっている。そう考えると、建設費の評価としては、建設期間中に割り振る方が正確だろうということが今回の整理である。

しかし前回は、あくまで便益としてとらえる訳だから、時間的な流れとしては供用後に割り振る方が自然ではないかという考え方であった。

不特定用水便益算定の手法には、代替法以外に例えばCVMによる方法がある。これは便益そのものの額を算定するのだから、この場合は供用後に割り振った方がよりしっくりするのではないか。

◎河川計画課長

今回は、本省から代替法の場合の取り扱いが明確にされたことによる修正である。不特定用水の便益の算定方法は代替法のほかにCVMもあり、算定方法については、引き続き国土交通省として検討していく課題であると考えている。

◎鎌倉委員

水源地域整備事業の進捗が71%となっているが、これはどのぐらいの資金規模か。

◎殿ダム事務所長

全体事業86億円のうち、平成22年の9月末時点で約61億円、進捗率が約71%という進捗状況である。なお、地域振興というかたちで自治体を実施している事業である。

◎尾島委員長

今後中国地方整備局でダム建設の予定はあるのか。

◎河川部長

今の段階では建設中ダムは3ダムで、この後、すぐに建設に入るダムはない。ただ、決して治水の安全度が高いということではないので、河川整備計画等を策定していく中で、地域の意見を聞きながら必要があれば計画していくことになるが、今すぐに新しいダムをつくり始めるという予定はない。

◎尾島委員長

平成２３年度完成ということで、本事業について、委員会としては「対応方針（原案）は妥当」と判断する。

－以上－